

感染急拡大時の外来診療の対応について

第69回(令和4年1月26日)
新型コロナウイルス感染症対策
アドバイザリーボード

資料2-6

事務局提出資料

- 感染急拡大に備え、自宅療養体制の強化に取り組んできた。今後、感染者が継続して増加した場合、これまで以上に多くの有症状者が外来を受診し、検査や受診に多くの時間を要する可能性。
- 患者の症状や重症化リスク等に応じて適切な医療の提供が確保されるよう、一部の自治体における検討・対応状況や専門家の意見を踏まえ、自治体の判断で以下の対応が可能であることを明確化する（令和4年1月24日事務連絡を発出）。

1. 地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合

- ①発熱等の症状がある場合でも、重症化リスクが低いと考えられる方（※1）については、医療機関の受診前に、抗原定性検査キット（※2）等で自ら検査していただいた上で受診することを呼びかけ（※3）

※1 例えば、「40歳未満で危険因子（基礎疾患・肥満等）を持たない、ワクチン2回接種済みの方」が考えられる

※2 抗原定性検査キットは有症状者が対象となる。

※3 本人が希望する場合には検査前でも受診可能なことや、症状が重い場合や急変時等には速やかに医療機関を受診するよう、併せて呼びかける。また、重症化リスクが高い方については、これまでどおり受診していただき、適切な医療を確保

- ②地域の診療・検査医療機関以外の医療機関の協力も得て、電話診療・オンライン診療の遠隔診療を積極的に活用すること
- ③同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状をもって診断すること

2. 外来医療のひっ迫が想定される場合

- ・症状が軽く重症化リスクが低い方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンターに連絡し、医療機関の受診を待つことなく迅速に健康観察（※）を提供。

※ ITを活用した双方向による健康観察（症状が悪化した場合、患者が入力した情報からその状況をシステム上で把握）。さらに、体調悪化時には必ず繋がる連絡先を伝える。また、この場合、同センター等の医師が発生届を提出することになる。